

四半期報告書

(第21期第3四半期)

自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

(E05206)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 仕入、販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
(4) ライツプランの内容	19
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	19
(6) 大株主の状況	19
(7) 議決権の状況	19

2 株価の推移

3 役員の状況

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	22
(2) 四半期連結損益計算書	24
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26

2 その他

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月12日
【四半期会計期間】	第21期第3四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	株式会社セプテーニ・ホールディングス
【英訳名】	SEPTENI HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 光紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区大京町24番地
【電話番号】	03-5363-7340(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部部長 原山 直子
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第3四半期 連結累計期間	第21期 第3四半期 連結累計期間	第20期 第3四半期 連結会計期間	第21期 第3四半期 連結会計期間	第20期
会計期間	自平成21年 10月1日 至平成22年 6月30日	自平成22年 10月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成21年 10月1日 至平成22年 9月30日
売上高（千円）	24,386,041	25,922,933	8,148,608	8,136,730	32,648,558
経常利益（千円）	738,152	660,532	232,414	96,719	1,024,124
四半期（当期）純利益（千円）	316,238	352,261	85,060	58,589	545,771
純資産額（千円）	—	—	5,941,420	6,310,911	6,079,825
総資産額（千円）	—	—	12,057,367	11,723,400	12,371,495
1株当たり純資産額（円）	—	—	43,014.26	46,390.86	44,606.39
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	2,510.20	2,800.13	677.37	465.65	4,333.90
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	2,442.38	2,726.47	658.87	453.48	4,217.38
自己資本比率（％）	—	—	44.9	49.8	45.3
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	685,408	96,601	—	—	1,195,910
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△76,161	△725,284	—	—	△58,237
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△290,203	△611,987	—	—	△280,863
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	5,038,092	4,335,188	5,575,858
従業員数（人）	—	—	626	670	621

（注）1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。当該内容につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	670
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数（人）	52
---------	----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2【事業の状況】

1【仕入、販売の状況】

(1) 仕入実績

当第3四半期連結会計期間の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期連結会計期間分を組み替えて行っております。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（%）
ネット広告事業	5,800,312	0.5
テクノロジー事業	36,238	△1.3
コンテンツ事業	197,184	2.4
DM事業	502,727	8.1
その他の事業	120,892	12.3
合計	6,657,354	1.2

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。このため、前年同四半期比較については、前年同四半期連結会計期間分を組み替えて行っております。

セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（%）
ネット広告事業	6,814,758	△0.7
テクノロジー事業	153,504	△5.0
コンテンツ事業	298,427	△2.8
DM事業	596,408	6.8
その他の事業	273,470	5.6
調整額（注）4	160	—
合計	8,136,730	△0.1

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、全体の10%を超える相手先がないため記載しておりません。
4 主に非連結子会社からの経営指導料であります。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間においては、主力のネット広告事業が東日本大震災の影響等により減収となったことから、売上高は8,136百万円（前年同期比0.1%減）となりました。売上高が伸び悩んだことから、4月に70名の新入社員が入社したことなどによる人員増や、新規事業等に係る先行投資により大幅に増加した販売管理費を吸収できず、営業利益は55百万円（前年同期比78.7%減）、経常利益は96百万円（前年同期比58.4%減）、四半期純利益は58百万円（前年同期比31.1%減）となりました。

セグメント別の業績は、次の通りであります。

なお、当期第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

下記のセグメント別業績説明のうち、「テクノロジー事業」と「コンテンツ事業」の前年同期比較については、新たなセグメント区分に組み替えた前年同期実績をもとに算出しております。

① ネット広告事業

第2四半期までは順調に業容を拡大させてまいりましたが、当第3四半期においては、東日本大震災後の景況感悪化の影響もあり、ディスプレイ広告を中心に顧客企業の広告出稿が伸び悩みました。また、新入社員を中心とした人員増や新規事業等に係る先行投資により販売管理費が大幅に増加いたしました。これらの結果、売上高は6,819百万円（前年同期比0.7%減）、営業利益は78百万円（前年同期比71.5%減）となりました。

② テクノロジー事業

トライコーン㈱が運営するクラウド型CRM（顧客管理）サービスは概ね堅調に推移いたしました。サイテック㈱がシステムの受託開発からソーシャルアプリ開発への業態転換を進めたことで、同社の売上が縮小すると同時に先行投資費用が収益を圧迫いたしました。これらの結果、売上高は160百万円（前年同期比10.8%減）、営業利益は19百万円（前年同期比50.0%減）となりました。

③ コンテンツ事業

電子書籍を中心とするスマートフォン向けコンテンツの販売が拡大しているものの、従来型携帯電話向けの既存コンテンツは縮小傾向が続きました。その結果、売上高は299百万円（前年同期比2.6%減）、営業損失は1百万円（前年同期は5百万円の営業利益）となりました。

④ DM事業

主力のダイレクトメール発送代行が堅調に推移したことから、売上高は598百万円（前年同期比6.5%増）となりました。一方、原価率の上昇や人件費の増加等により、営業利益は39百万円（前年同期比11.9%減）となりました。

⑤ その他の事業

コマース事業が堅調に推移し、売上高は273百万円（前年同期比5.1%増）、営業利益は5百万円（前年同期は7百万円の営業損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、投資有価証券が440百万円増加したものの、現金及び預金が1,240百万円減少したこと等により、前期末に比べて648百万円減少し、11,723百万円となりました。

負債については、買掛金が195百万円、短期借入金が267百万円及び1年内返済予定の長期借入金が164百万円減少したこと等により、前期末に比べて879百万円減少し、5,412百万円となりました。

純資産については、配当金の支払いにより125百万円減少したものの、四半期純利益の計上352百万円等により、前期末に比べて231百万円増加し、6,310百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における「現金及び現金同等物」（以下「資金」といいます。）は、第2四半期連結会計期間末と比べて437百万円減少し、当第3四半期連結会計期間末の資金残高は4,335百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果獲得した資金は78百万円（前年同期は41百万円の獲得）となりました。

これは、仕入債務の減少243百万円及び法人税等の支払165百万円等があったものの、税金等調整前四半期純利益99百万円の計上及び売上債権の減少437百万円等が発生したことが主な要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は473百万円（前年同期は18百万円の使用）となりました。

これは、関係会社株式の取得による支出398百万円等が発生したことが主な要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は42百万円（前年同期は17百万円の獲得）となりました。

これは、短期借入金の増加28百万円等があったものの、長期借入金の返済による支出62百万円等が発生したことが主な要因であります。

(4) 対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に、重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	370,080
計	370,080

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	134,745	134,745	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注2)
計	134,745	134,745	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成15年12月18日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	990
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から 平成45年12月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成44年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成45年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,137
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,274
新株予約権の行使時の払込金額(円)	187,425
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 187,425 資本組入額 93,713
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

2 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額がそれぞれ調整されております。なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

(1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成16年12月16日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成17年3月16日から 平成46年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。 ② 上記①にかかわらず、平成45年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成46年1月1日から権利を行使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 株式分割を行うことにより、新株予約権の目的となる株式の数が調整されております。

なお、対象となる株式分割は以下のとおりであります。

- (1) 平成17年5月20日付 普通株式1株につき2株とする株式分割

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,356
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,356
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240,000
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 240,000 資本組入額 120,000
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または 当社の関連会社の取締役または従業員の何れかの地位を 有することを要する。ただし、新株予約権者が退任また は退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締 役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権の相続は認めない。 ③ 新株予約権者は、割当数の一部または全部を行使す ることができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行 使は出来ないものとする。 ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結す る「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数については、権利を付与された者の退職等により、権利付与の対象でなくなった新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を控除した残数を記載しております。

株主総会の特別決議（平成17年12月20日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	490
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	490
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日から 平成47年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 7 資本組入額 7
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役その他これに準ずる地位を含む。）または監査役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から権利を行使することができるものとする。</p> <p>② 上記①にかかわらず、平成46年12月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合、平成47年1月1日から権利を行使することができるものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- ② 会社法に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。
取締役会決議(平成19年1月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)	
新株予約権の数(個)		65
新株予約権のうち自己新株予約権の数		—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)		65
新株予約権の行使時の払込金額(円)		7
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日から 平成49年12月31日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格	146,227
	資本組入額	146,227
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、 当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成20年2月1日より前に任期満了 により退任した場合、上記①にかかわらず、平成20年2 月1日から平成21年1月31日までに限り新株予約権を行 使することができるものとする。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使 することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満 の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人 による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結す る「新株予約権引受契約」に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要す る。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	

- (注) 1 スtockオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下を総称して、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が所有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定します。
- ① 新株予約権者が、上記（6）で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成20年1月17日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	92
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	92
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成21年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 160,510 資本組入額 80,255
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成21年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成21年2月1日から平成22年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記、新株予約権の行使時の払込金額で定められる金額に上記(3)に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記、新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使の条件
上記、新株予約権の行使の条件に準じて決定します。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の取得の条件
下記に準じて決定する。
- ① 新株予約権者が、上記(6)で定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権を無償で取得することができる。
 - ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ・当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ・当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

株主総会の特別決議(平成20年12月19日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)	
新株予約権の数(個)		779
新株予約権のうち自己新株予約権の数		—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)		779
新株予約権の行使時の払込金額(円)		82,715
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成24年6月30日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 資本組入額	105,943 52,972
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。</p> <p>③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	—	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	

(注) 1 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

取締役会決議（平成21年1月15日）

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	152
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7
新株予約権の行使期間	平成22年2月1日から 平成49年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 60,890 資本組入額 30,445
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の役員の地位にあることを要する。 ② 新株予約権者が、平成22年2月1日より前に任期満了により退任した場合、上記①にかかわらず、平成22年2月1日から平成23年1月31日までに限り、新株予約権を行使することができる。 ③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注) 1 ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等につきましては、ストックオプション役員報酬総額及び発行する新株予約権の総数等の概要を、平成18年12月20日の定時株主総会で決議しております。
- 2 新株予約権の付与日における公正な評価単価と新株予約権の行使時の払込金額の合計額を株式の発行価格としております。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	134,745	—	2,007,626	—	2,429,452

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド及び共同保有者であるハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシーから大量保有報告書に係る変更報告書の提出があり、平成23年4月21日付（報告義務発生日 平成23年4月15日）で、以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当第3四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等 保有割合 (%)
ジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド	香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス21階	株式 1,686	1.25
ハイブリッジ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州 10019 ニューヨーク ウェスト57ストリート 40、33階	株式 1,327	0.98
計	—	株式 3,013	2.24

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,923	—	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 125,822	125,822	同上
発行済株式総数	134,745	—	—
総株主の議決権	—	125,822	—

②【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱セプテーニ・ホールデ ィングス	東京都新宿区大京町24番地	8,923	—	8,923	6.62
計	—	8,923	—	8,923	6.62

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	44,300	49,450	56,500	57,600	66,400	86,800	54,800	60,500	59,000
最低(円)	36,100	36,550	45,400	48,900	51,800	38,500	41,150	49,900	49,400

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日以後は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,335,188	5,575,858
受取手形及び売掛金	4,157,444	4,090,824
商品	35,931	40,783
仕掛品	34,759	29,237
貯蔵品	6,821	7,861
その他	407,783	437,150
貸倒引当金	△5,180	△5,505
流動資産合計	8,972,748	10,176,209
固定資産		
有形固定資産	*1 164,795	*1 172,040
無形固定資産		
のれん	225,770	248,858
その他	155,949	179,475
無形固定資産合計	381,719	428,333
投資その他の資産		
投資有価証券	1,510,586	1,069,861
その他	853,899	689,681
貸倒引当金	△160,347	△164,631
投資その他の資産合計	2,204,137	1,594,911
固定資産合計	2,750,652	2,195,286
資産合計	11,723,400	12,371,495

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,613,618	3,808,991
短期借入金	783,335	1,051,002
1年内返済予定の長期借入金	88,500	253,350
リース債務	29,447	29,985
未払法人税等	80,439	184,772
賞与引当金	108,886	189,033
返品調整引当金	1,007	1,000
事業損失引当金	—	8,262
その他	568,666	563,889
流動負債合計	5,273,901	6,090,286
固定負債		
長期借入金	—	26,100
リース債務	77,047	98,905
その他	61,540	76,378
固定負債合計	138,587	201,383
負債合計	5,412,488	6,291,670
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,007,626	2,006,256
資本剰余金	3,108,560	3,107,190
利益剰余金	1,219,414	992,929
自己株式	△485,011	△485,011
株主資本合計	5,850,589	5,621,364
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△13,598	△10,906
評価・換算差額等合計	△13,598	△10,906
新株予約権	53,872	56,274
少数株主持分	420,048	413,092
純資産合計	6,310,911	6,079,825
負債純資産合計	11,723,400	12,371,495

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	24,386,041	25,922,933
売上原価	19,597,802	21,143,436
売上総利益	4,788,238	4,779,497
返品調整引当金戻入額	1,177	1,000
返品調整引当金繰入額	1,033	1,007
差引売上総利益	4,788,382	4,779,490
販売費及び一般管理費	※1 3,979,070	※1 4,139,653
営業利益	809,312	639,837
営業外収益		
受取利息	1,296	911
受取配当金	673	274
投資有価証券評価益	6,514	—
持分法による投資利益	—	26,706
その他	9,450	16,015
営業外収益合計	17,936	43,908
営業外費用		
支払利息	—	9,331
株式上場関連費用	—	11,879
持分法による投資損失	60,306	—
その他	28,790	2,002
営業外費用合計	89,096	23,214
経常利益	738,152	660,532
特別利益		
貸倒引当金戻入額	19,733	6,486
投資有価証券売却益	—	10,503
持分変動利益	—	7,325
その他	5,482	1,168
特別利益合計	25,215	25,483
特別損失		
減損損失	260,500	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	32,054
その他	90,658	6,431
特別損失合計	351,159	38,486
税金等調整前四半期純利益	412,207	647,529
法人税、住民税及び事業税	167,222	219,463
法人税等調整額	△70,362	60,198
法人税等合計	96,859	279,662
少数株主損益調整前四半期純利益	—	367,867
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△890	15,605
四半期純利益	316,238	352,261

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	8,148,608	8,136,730
売上原価	6,566,689	6,652,996
売上総利益	1,581,918	1,483,733
返品調整引当金戻入額	1,029	877
返品調整引当金繰入額	1,033	1,007
差引売上総利益	1,581,914	1,483,603
販売費及び一般管理費	※1 1,321,350	※1 1,428,173
営業利益	260,563	55,430
営業外収益		
受取配当金	520	60
保険解約返戻金	901	—
持分法による投資利益	—	36,706
その他	1,620	11,676
営業外収益合計	3,042	48,442
営業外費用		
支払利息	—	2,819
株式上場関連費用	—	3,480
持分法による投資損失	19,849	—
その他	11,342	853
営業外費用合計	31,191	7,153
経常利益	232,414	96,719
特別利益		
貸倒引当金戻入額	97	6,306
その他	—	14
特別利益合計	97	6,321
特別損失		
事業損失引当金繰入額	21,331	—
その他	12,546	3,750
特別損失合計	33,878	3,750
税金等調整前四半期純利益	198,633	99,291
法人税、住民税及び事業税	43,659	144
法人税等調整額	76,937	39,113
法人税等合計	120,596	39,257
少数株主損益調整前四半期純利益	—	60,033
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△7,023	1,444
四半期純利益	85,060	58,589

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	412,207	647,529
減価償却費	67,691	83,396
減損損失	260,500	—
のれん償却額	52,251	36,807
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△22,595	△4,608
賞与引当金の増減額(△は減少)	△61,306	△80,146
事業損失引当金の増減額(△は減少)	△59,070	△8,262
投資有価証券売却損益(△は益)	299	△10,503
投資有価証券評価損益(△は益)	14,924	△2,523
受取利息及び受取配当金	△1,970	△1,185
支払利息	13,758	9,331
持分法による投資損益(△は益)	60,306	△26,706
固定資産除却損	5,701	—
持分変動損益(△は益)	—	△7,325
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	32,054
売上債権の増減額(△は増加)	△33,777	△68,553
たな卸資産の増減額(△は増加)	△29,332	369
仕入債務の増減額(△は減少)	74,541	△171,951
株式報酬費用	26,784	6,294
新株予約権戻入益	△3,399	△1,006
その他	△6,109	19,574
小計	771,407	452,583
利息及び配当金の受取額	1,984	1,185
利息の支払額	△14,838	△8,471
法人税等の還付額	128,006	54,015
法人税等の支払額	△201,150	△402,712
営業活動によるキャッシュ・フロー	685,408	96,601
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△27,240	△41,998
無形固定資産の取得による支出	△30,424	△18,189
固定資産の売却による収入	3,707	—
投資有価証券の取得による支出	△29,295	△22,100
投資有価証券の売却による収入	—	15,000
子会社株式の取得による支出	△12,489	△31,798
子会社株式の売却による収入	—	18,205
関係会社株式の取得による支出	—	△398,900
貸付金の増減額(△は増加)	1,145	△19,034
敷金及び保証金の差入による支出	—	△206,156
その他	18,435	△20,311
投資活動によるキャッシュ・フロー	△76,161	△725,284

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	88,999	△267,667
長期借入金の返済による支出	△204,075	△190,950
リース債務の返済による支出	—	△21,193
株式の発行による収入	9,689	0
自己株式の取得による支出	△66,918	—
配当金の支払額	△114,812	△125,777
少数株主への配当金の支払額	△3,040	△6,400
その他	△46	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△290,203	△611,987
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	319,043	△1,240,670
現金及び現金同等物の期首残高	4,719,048	5,575,858
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 5,038,092	※1 4,335,188

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、建物等の賃貸借契約に係る原状回復義務については、資産計上された敷金のうち回収が見込めない金額を合理的に見積り、そのうち過年度及び当第3四半期連結累計期間に帰属する金額を損失及び費用に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ7,023千円減少し、税金等調整前四半期純利益は39,078千円減少しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>2. 前第3四半期連結累計期間において、独立掲記しておりました営業外収益の「投資有価証券評価益」は、金額的に重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結累計期間においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「投資有価証券評価益」は3,705千円であります。</p> <p>3. 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」は13,758千円であります。</p> <p>4. 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式上場関連費用」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「株式上場関連費用」は12,788千円あります。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第3四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「敷金及び保証金の差入による支出」は金額的に重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「敷金及び保証金の差入による支出」は△4,344千円あります。</p>

当第3四半期連結会計期間
 (自 平成23年4月1日
 至 平成23年6月30日)

(四半期連結損益計算書)

- 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
- 前第3四半期連結会計期間において、独立掲記しておりました営業外収益の「保険解約返戻金」は、金額的に重要性が乏しくなったため、当第3四半期連結会計期間においては営業外収益の「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「保険解約返戻金」は4,102千円であります。
- 前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「支払利息」は4,646千円であります。
- 前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式上場関連費用」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「株式上場関連費用」は4,071千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、一部の子会社について、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法、あるいは、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化があると認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 297,165千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 257,263千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 288,292千円	役員報酬 341,301千円
給与手当 1,743,290千円	給与手当 1,786,767千円
賞与引当金繰入額 274,600千円	賞与引当金繰入額 298,572千円
地代家賃 303,317千円	地代家賃 297,661千円
	貸倒引当金繰入額 1,877千円

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 92,431千円	役員報酬 116,374千円
給与手当 588,509千円	給与手当 627,861千円
賞与引当金繰入額 97,764千円	賞与引当金繰入額 110,441千円
地代家賃 101,630千円	地代家賃 100,478千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 5,038,092	現金及び預金勘定 4,335,188
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —
現金及び現金同等物 5,038,092	現金及び現金同等物 4,335,188

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	134,745

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,923

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	ストック・オプション として発行した新株予 約権	—	—	52,339
連結子会社		—	—	1,533
合計			—	53,872

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月29日 取締役会	普通株式	125,777	1,000	平成22年9月30日	平成22年12月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位:千円)

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,862,456	468,659	558,583	258,908	8,148,608	—	8,148,608
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	7,251	18,127	3,317	1,530	30,226	(30,226)	—
計	6,869,708	486,787	561,900	260,438	8,178,834	(30,226)	8,148,608
営業利益又は営業損失(△)	274,466	31,970	44,679	△7,751	343,364	(82,801)	260,563

前第3四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

(単位:千円)

	ネット 広告事業	インター ネット 関連事業	DM事業	その他の 事業	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	20,340,056	1,521,877	1,705,585	818,522	24,386,041	—	24,386,041
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	36,980	48,249	12,047	1,530	98,807	(98,807)	—
計	20,377,037	1,570,126	1,717,632	820,052	24,484,848	(98,807)	24,386,041
営業利益又は営業損失(△)	843,233	132,105	148,257	△46,668	1,076,927	(267,615)	809,312

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、市場の類似性を考慮して区分しております。

2 各区分に属する事業の内容

事業区分	事業内容
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク、モバイルメディアレップ
インターネット関連事業	モバイルサービス(メディア運営・コンテンツサービス)、テクノロジー (メール配信ASP、システムインテグレーション)
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行業
その他の事業	コマース事業、各種新規事業

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び前第3四半期連結累計期間
(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び前第3四半期連結累計期間
(自平成21年10月1日至平成22年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、市場の類似性等を考慮して報告セグメントを区分しており、「ネット広告事業」「テクノロジー事業」「コンテンツ事業」「DM事業」及び「その他の事業」の5つを報告セグメントとしております。なお、各報告セグメントの事業内容は以下の通りであります。

事業区分	事業内容
ネット広告事業	インターネット広告代理、アドネットワーク、モバイルメディアレップ
テクノロジー事業	メール配信ASP、CRMサービス、システムインテグレーション
コンテンツ事業	モバイルコンテンツの提供
DM事業	ダイレクトメール等販促物の発送代行事業
その他の事業	コマース事業、各種新規事業

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ネット広告 事業	テクノロジー 事業	コンテンツ 事業	DM事業	その他の 事業	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	21,882,151	488,354	941,880	1,776,030	834,049	25,922,466	467	25,922,933
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	15,709	28,917	1,200	10,961	915	57,702	(57,702)	—
計	21,897,860	517,271	943,080	1,786,992	834,964	25,980,169	(57,235)	25,922,933
セグメント利益	640,232	86,548	28,388	121,551	14,124	890,845	(251,007)	639,837

(注) 1 セグメント利益の調整額△251,007千円には、セグメント間取引消去10,706千円及び各報告セグメントに配分していない全社収益467千円及び全社費用△262,181千円が含まれております。全社収益は、主に非連結子会社からの経営指導料であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ネット広告 事業	テクノロジー 事業	コンテンツ 事業	DM事業	その他の 事業	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	6,814,758	153,504	298,427	596,408	273,470	8,136,569	160	8,136,730
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,414	6,635	600	1,927	219	13,796	(13,796)	—
計	6,819,172	160,140	299,027	598,335	273,690	8,150,366	(13,635)	8,136,730
セグメント利益又 はセグメント損失 (△)	78,090	19,635	△1,479	39,362	5,928	141,537	(86,106)	55,430

(注) 1 セグメント利益の調整額△86,106千円には、セグメント間取引消去1,906千円及び各報告セグメントに配分していない全社収益160千円及び全社費用△88,174千円が含まれております。全社収益は、主に非連結子会社からの経営指導料であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

重要な変動はありません。

（重要な負ののれんの発生益）

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

なお、本基準に基づき前第3四半期連結累計期間及び前第3四半期連結会計期間の事業の種類別セグメント情報を組み替えた場合における報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報は以下の通りであります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ネット広告 事業	テクノロジー 事業	コンテンツ 事業	DM事業	その他の 事業	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	20,340,056	481,478	1,040,398	1,705,585	818,522	24,386,041	—	24,386,041
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	36,980	48,199	50	12,047	1,530	98,807	(98,807)	—
計	20,377,037	529,677	1,040,448	1,717,632	820,052	24,484,848	(98,807)	24,386,041
セグメント利益又 はセグメント損失 (△)	843,233	130,288	38,313	148,257	△46,668	1,113,424	(304,111)	809,312

(注) 1 セグメント利益の調整額△304,111千円は、セグメント間取引消去1,470千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△305,582千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ネット広告 事業	テクノロジー 事業	コンテンツ 事業	DM事業	その他の 事業	計		
売上高								
外部顧客への 売上高	6,862,456	161,544	307,115	558,583	258,908	8,148,608	—	8,148,608
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	7,251	18,077	50	3,317	1,530	30,226	(30,226)	—
計	6,869,708	179,621	307,165	561,900	260,438	8,178,834	(30,226)	8,148,608
セグメント利益又 はセグメント損失 (△)	274,466	39,246	5,036	44,679	△7,751	355,677	(95,113)	260,563

(注) 1 セグメント利益の調整額△95,113千円は、セグメント間取引消去436千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△95,549千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない持株会社運営に係る費用であります。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費の株式報酬費用 1,881千円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したStock・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年9月30日)	
1株当たり純資産額	46,390.86円	1株当たり純資産額	44,606.39円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,510.20円	1株当たり四半期純利益金額	2,800.13円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,442.38円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,726.47円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	316,238	352,261
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	316,238	352,261
期中平均株式数(株)	125,981.78	125,802.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,497.87	3,398.53
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	677.37円	1株当たり四半期純利益金額	465.65円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	658.87円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	453.48円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	85,060	58,589
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	85,060	58,589
期中平均株式数(株)	125,574.00	125,822.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	3,525.47	3,378.54
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載をしておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月13日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齊藤 浩史 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」（注）3事業区分の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間よりセグメント情報の事業区分を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月11日

株式会社セプテーニ・ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田代 清和 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セプテーニ・ホールディングスの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セプテーニ・ホールディングス及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に基づき記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。